

要領第5の2(3)

(記入例：労使協定方式の場合の記載例)

令和△年△月△日

(派遣元)
〇〇〇株式会社 御中

(派遣先)
□□□株式会社
役職・・・氏名・・・

待遇に関する情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第26条第7項に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第24条の4第二号に定める待遇等に関する情報を下記のとおり情報提供いたします。

1. 待遇のそれぞれの内容

(待遇の種類)
(待遇の内容)

① 食堂：施設有
利用可 利用時間：12時～13時（全従業員共通）

② 休憩室：施設有
利用可 利用時間：12時～13時（全従業員共通）

③ 更衣室：施設有
就業する事業所に更衣室がある場合には、利用可

④ 教育訓練：制度有
接客に従事する場合には、6か月に1回、希望者に対し、接客に関する基礎を習得するための教育訓練を実施

(記入例：労使協定方式の場合の記載例)

※個々の待遇に係る制度がない場合には、制度がない旨を情報提供することが必要（「施設なし」など）。

制度がない場合には、表形式ではなく、制度がない個々の待遇をまとめて記載することでも差し支えない。

<制度がない旨の記載例>

〇〇及び〇〇については、制度がないため、支給等していない。

※提供すべき情報が形式的に不足していた場合、虚偽の情報を提供した場合等については、労働者派遣法第26条第7項違反として、派遣先（労働者派遣の役務の提供を受ける者）の勧告及び公表の対象となる場合があるため、正確に情報提供すること。

※派遣先均等・均衡方式の記載例は、「不合理な待遇差解消のための点検・検討マニュアル（労働者派遣業界編）」に掲載している。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000501269.pdf>

派遣先は、労働者派遣契約を締結するに当たり、派遣元に対し、派遣労働者が従事する業務ごとに、待遇に関する情報を提供しなければなりません（法26条第7項）。

また、派遣元は、派遣先から当該情報がないときは、労働者派遣契約を締結してはなりません（法26条第9項）。

当該情報提供は、書面の交付等により行われなければなりません（施行規則第24条の3第1項）。

派遣元は、当該情報提供の書面を、派遣先は、書面の写しを、当該労働者派遣が終了した日から起算して3年を経過する日まで保存しなければなりません（施行規則第24条の3第2項）